

エコファーマー関連Q&A
(エコファーマーマークの使用含む)

【持続性の高い農業生産の趣旨等について】

【Q1】

なぜ、名称を「持続性の高い農業生産方式」というのか。

【A1】

農業は本来、土壌、水、生物相など、農業生産を取り巻く自然的な諸要素を活かしつつ、これらとの関係を良好に保ちながら再生産を続けていく農作物の営みを利用して、持続的に行われるという特質、すなわち、「持続性」を有しています。また、本法によりその導入を促進する農業生産方式は、たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一農業本来の特質である「持続性」が特に高いものといえることから、「持続性の高い農業生産方式」と称しています。

【Q2】

なぜ、土づくり、化学肥料および農薬の低減の3つを満たさなければならないのか。

【A2】

農業は将来にわたってその多様な機能を発揮し、環境と調和した持続的な農業生産を行っていくためには、化学肥料および農薬の低減と併せてたい肥等を活用した土づくりが不可欠であることから必須項目となっています。

【Q3】

持続性の高い農業生産方式による農業と環境保全型農業との関係はどのようなものか。

【A3】

環境保全型農業については、厳密な定義や基準があるものではありませんが、持続性の高い農業生産による農業とは

- ①農業又は農業生産の持続性に着目している点
- ②化学肥料や化学農薬の使用を控える生産方法を採用することとしている点

で共通点があります。

しかし、環境保全型農業については、環境への負荷の低減に重点が置かれているため、単なる施肥量又は農薬の散布回数の節減を行うことも対象となるため、土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産には該当しない生産方式も広く含まれます。

【Q4】

有機農産物・特別栽培農産物との関係はどうなるのか。

【A4】

法律上、直接の関係はありません。しかし、これらの農産物には持続性の高い農業生産方式による農産物が含まれるものもあります（特別栽培農産物は概ね持続性の高い農業生産方式に該当します）。

【生産方式の範囲について】

【Q5】

県指針にのっていない化学農薬を減らす技術を用いた生産方式は持続性の高い農業生産方式と認められるか。

【A5】

県指針にのっていない技術を用いた場合は、持続性の高い農業生産方式とは認められません。しかし、指針で定められた内容については、技術開発等を踏まえ必要に応じて見直す必要があり、個々のケースを検討する必要があります。

【Q6】

農業者の経営する耕地全体について、持続性の高い農業生産方式を導入しなければならないのか。

【A6】

耕地全体に導入する必要はなく、導入しようとする対象作物ごとにその生産方式による作付面積が、その作物の相当部分（おおむね5割以上）を占めていればよいこととされています。

【Q7】

導入する生産方式については、土づくり、化学肥料低減、化学農薬低減の3つの技術について、それぞれを新規に導入しなければならないか。

【A7】

土づくり、化学肥料低減、化学農薬低減の全てが、「導入指針」で定めた技術の「新たな」導入である必要はありません。いずれか一つを「新たに」導入する場合も認定を行うことができますし、既に全ての生産方式を導入済みの場合でも、技術の変更や安定化を図り、収量や農業所得等の向上を目指す計画の場合については、認定の対象とすることが出来ます。

【Q8】

例えば、たい肥を現在10a当たり1ト施用していたものを2トに増やした場合、省令に定める技術を導入したと言えないのか。

【A8】

言えなくはありません。ただし、認定の要件とする場合には、それがいかなる「技術の導入」であるのか、例えば、土壌診断を新たに行う、マニュアルスプレッダーを導入する、増施に応じて栽培方法を変更する等、実態を伴う内容であることが求められます。

【導入計画の作成等について】

【Q9】

持続性の高い農業生産による農業を行っている場合は普及指導員による技術指導を受けられるのか。

【A9】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」では、県は認定農業者による認定導入計画の達成を促進するため、地域農林振興センターによる導入計画の策定の指導・助言、普及指導員の巡回による技術指導等に務めるものとされているので、普及指導員に技術指導を積極的に受けることが肝要です。

【Q10】

導入計画を全うした農業者が再度導入計画の認定を受けることは可能か（まったく同じ計画で再度認定を受けることができるか。）

【A10】

この支援は基本的に新たな技術や農業生産方式の導入に対して行われるものですから、計画の単純更新はできません。また、支援措置のうち、農業改良資金の貸付は原則として1農業者に対し1回しか行われないうことになっています。

ただし、新たな技術の追加や技術内容の変更、導入作物の種類・面積の拡充を図るが、技術の安定化を目指して収量・品質の向上・安定化等に新たな目標を設定して取り組む事とする場合については、改めて認定・支援を受けることは可能です。

なお、本県では従前より、再認定の際の技術導入等については、弾力的に運用しており、引き続き、国の運用事例通知を参考に弾力的な運用を図ることとしています（以下事例参照）。

■参考：エコファーマーの再認定に係る運用事例

区分	変更の内容	具体例
1 技術内容の変更 (1) 土づくり技術	① 緑肥作物の種類を変更 ② 堆肥の種類を変更 ③ 有機物の種類を変更 ④ 有機物の施用量を変更 ⑤ 有機物の施用時期を変更	・ヘイオーツ ⇒ マリーゴールド ・エンバク ⇒ エンバク+ライ麦 ・牛ふん堆肥 ⇒ 豚ふん堆肥 ・C/N25堆肥 ⇒ C/N20堆肥 ・自家製堆肥 ⇒ 購入堆肥 ・堆肥 ⇒ 緑肥 ・稲わら鋤き込み ⇒ 堆肥散布 ・牛ふん堆肥1t ⇒ 牛ふん堆肥0.8t+稲わら0.2t ・土壌診断結果に基づく堆肥施用量の変更 ・春施用 ⇒ 秋施用 ・前作緑肥 ⇒ 後作緑肥 ・緑肥の播種・鋤込み時期の変更

区分	変更の内容	具体例
(2) 化学肥料低減技術	① 資材の種類を変更 ② 資材の施用量を変更 ③ 資材の使用時期を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・有機質肥料の銘柄変更 ・有機質割合の高い肥料への変更 ・肥効調節型肥料ロング40日 ⇒ 80日 ・自家製ぼかし肥料の原料や製造方法の変更 ・有機質肥料や肥効調節型肥料施用量の増加による化学肥料の低減 ・化学肥料由来の窒素成分量を低減 ・施用時期の変更により化学肥料を低減できる場合 ・施肥回数の分散化による化学肥料施肥の合理化
(3) 化学合成農薬低減技術	① 資材の種類を変更 ② 資材の使用量を変更 ③ 資材の使用時期を変更 ④ 技術内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種・台木、対抗植物、ハンカ植物の種類変更 ・天敵農薬 ⇒ 微生物農薬 ・効果の高い微生物農薬への変更 ・天敵農薬の天敵種類を変更 ・ラノーテープ ⇒ 黄色蛍光灯 ・防虫ネットの網目を細かいものに変更 ・成分の異なるフェロモン剤への変更 ・ビニールマルチ ⇒ 生分解性マルチ ・黒色マルチ ⇒ シルバーマルチ ・化学合成農薬の使用成分回数の減少 ・機械除草回数の増加 ・生物農薬使用回数の増加による化学合成農薬の低減 ・使用時期の適正化により化学合成農薬の低減が見込まれる場合 ・温湯種子消毒における消毒温度と処理時間の変更
(4) その他	資材の投入方法を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・人力散布 ⇒ 機械散布
2 導入作物種類の変更	① 品種の変更 ② 作型の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・極早生から晩生品種等への変更や栽培技術が大きく異なる品種への変更 ・移植 ⇒ 直播 ・露地栽培 ⇒ 施設栽培 ・促成・半促成 ⇒ 普通・雨よけ ・キュウリの慣行摘心 ⇒ つる下ろし栽培
3 面積の拡充	① 収量の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・技術導入面積の拡大
4 目標の変更	② 品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・適正施用量の範囲で堆肥投入の増加により増収が見込める場合 ・技術向上(変更)による生産性の向上により増収が見込める場合 ・技術向上(変更)による上位等級率の向上により農業所得向上が見込める場合

【Q11】

別紙様式第4号の状況報告書は、5年後にのみ提出するのか。

【A11】

目標年度は5年ごとになっていますが、必要に応じ、状況報告書を提出することとします。県が農業者に対し実施状況報告書を請求することになっていますが、農林振興センターが重要な指導機関であることから、適切な指導を受けることが必要です。

【Q12】

導入計画の変更はできるのか。また、どのような場合に行えば良いか。

【A12】

具体的には、導入計画に記載している内容と導入する対象作物および技術を変更する場合には導入計画の変更を行い、その際には、知事の認定を改めて受ける必要があります。

【Q13】

目標年（5年後）までに計画が達成されなかったらどうなるのか。

【A13】

この法律では、持続性の高い農業生産方式の導入を目的としており、導入計画の目標達成が目的ではないので導入計画の目標が達成されないからといって、直ちに認定の取消が行われることはありません。

また、導入計画が未達成の場合は、その原因を分析するとともに、以後の計画達成の可能性を十分に検討の上、改めて導入計画を認定することの可否を判断することとなります。

【Q14】

認定が取り消されることはあるか。

【A14】

持続性の高い農業生産方式を導入していない場合、または導入していても計画に記載されている方式と、対象作物、技術、導入に必要な施設、機械等の点で異なる営農を行っており、県の計画の変更の指導に対して、計画変更を行わなかった場合は、認定を取り消すことがあります。

ただし、例えば天候不順などにより、病虫害の発生が懸念されたためやむを得ず農薬を散布するなどの場合は、取り消さない等個々の事情を考慮します。

【Q15】

認定が取り消されるとどうなるのか。

【A15】

農業改良資金の貸付の特例は受けられなくなります。

【Q16】

導入計画はいつまで有効なのか。

【A16】

持続農業法は、新たに持続性の高い農業生産方式に取り組む際に、特にその初期段階において収量等が不安定となりやすいことに焦点を当てた金融・税制上の支援措置を講ずることを核としており、このような趣旨で設けられる支援措置が的確かつ効果的に講じられるようにするためには、農業者が導入計画を作成する際に、目標となる年次を設定する必要があります。

このため、導入計画は、認定の有効期間を、認定を受けた年から目標年までの間（おおむね5年間）とすることが適当です。

【Q17】

別紙様式5号の計画終了申請書とはどのような時や人が提出するのか。

【A17】

認定期間中に、認定者が経営を移譲した時や任意の営農組合が法人化等により人格を有した場合の組合員等が考えられます。

【Q18】

対象となる農業者とは、個人のみなのか、営農集団、法人も対象となるのか。

【A18】

対象は農業を営む者（法第4条）とされており、農業者個人あるいは法人に限られます。

また、導入計画を策定できる者は、①一般的な技術と比べて技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、②個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有する者であることとされており（農林水産省農産園芸局長通達 第7 導入計画の認定 2 導入計画の作成者）、原則として地域においてモデル的・中核的な農家を対象とすることが望ましいと考えられます。

【Q19】

家族経営を代表する世帯主以外のもの（妻や後継者など）は認定を受けることができるのか。

【A19】

農業を営む者であれば、経営全体の代表者に限定することなく、その配偶者や後継者が導入計画策定主体となることができます。

【Q20】

家族経営協定を締結している場合、夫婦や親子など家族で認定を受けることはできないのか。

【A20】

家族経営協定を締結している場合に限り、夫婦や親子など家族内の複数の者が共同申請し、導入計画の認定を受けることができます。

【Q21】

株式会社に係る導入計画を認定することは可能か。

【A21】

持続農業法の「農業を営む者」には、農業を主宰する個人又は法人が広く該当し、この場合の法人は、農地所有適格法人（農業生産法人）であるか否かは問いません。

したがって、当該法人が、旧来から所有する農地等を利用して農業を主宰し、農業生産方式が導入されるのであれば、導入計画の認定を受けることができます。

【Q22】

エコファーマーが死亡、離農した場合、導入計画はどのような扱いとなるか。

【A22】

エコファーマーの導入計画は、申請者の意欲・経験等と不可分のものであり、申請者の存在を前提に認定の可否を判断しています。このため、エコファーマーが死亡、離農した場合、その導入計画はその不可欠の要素を喪失したものと考えられ、認定が取り消されることとなります。

【Q23】

エコファーマーが経営委譲した場合、導入計画はどのような扱いとなるか。

【A23】

エコファーマーの農業経営を後継者に委譲した場合でも、エコファーマーの地位を継承することはできません。このため、後継者が新たにエコファーマーになろうとする場合は、改めて後継者自身の導入計画を作成し、認定を受ける必要があります。

【認定農業者に対する支援措置について】

【Q24】

具体的な支援の内容は。

【A24】

①環境保全型農業直接支払交付金の支援

農薬や化学肥料の大幅な低減を行う取組と地球温暖化防止や生物多様性保全等を組合せた取組又は有機農業の取組みを実施した場合に直接支払交付金による支援が受けられます。

②農業改良資金の貸付に関する特例

無利子の農業制度資金である「農業改良資金」の貸付に際し、据置期間（3年）を含めた償還期間が通常10年以内から12年以内に延長されます。

③エコファーマーマークの使用

富山県が商標権を有する「エコファーマーマーク」が無料で使用できます。

【Q25】

機械・施設整備計画及び資金調達計画に記入した機械の導入については、エコファーマーの認定を受けると、無条件に改良資金等の対象になるか。

【A25】

エコファーマーの認定を受けたからといって、無条件に農業改良資金の対象になるわけではありません。農業改良資金の導入に当たっては、個々の機械の負担面積や経営状況及び計画の達成状況等の確認が必要であり、農業経営課等との協議が必要です。このような場合、申請者に誤解を与えないよう計画書の作成の段階で事前に協議する必要があります。

また、エコファーマーの認定を受けると、償還期間延長の特例措置が適用されます。

【Q26】

認定を受けた農家が、持続性の高い農業生産方式の導入作物以外に必要な機械を、改良資金の特例措置の対象にできるか。

【A26】

対象となりません。特例措置が受けられるのは、持続性の高い農業生産方式を導入し、目標をクリアする計画をたてた作物で必要とする機械のみです。

【Q27】

機械等の導入計画や特例措置をうけない場合は、認定の申請はできないのか。

【A27】

機械の導入等の計画がなくても、申請はできます。

環境にやさしい農業に取り組んでいるという意欲を対外的に示すためにも、申請をおすすめします。

【農業改良資金関係の借入について】

【Q28】

エコファーマーが導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入する場合には、主業農家の要件や認定基準といった要件にかかわらず、農業改良資金を借りることができるのか。

【A28】

エコファーマーに認定されている者であって、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に係る法律第4条第1項の認定導入計画に従って同法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式を導入する場合は、主業農家の要件等にかかわらず、農業改良資金を借りることができます。

【Q29】

エコファーマーの貸付金の償還期限の特例はどんな場合に受けられるのか。

【A29】

- 1 エコファーマーに適用される貸付金の償還期限の特例（12年以内）については、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする場合には、当該生産方式がたい肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の使用を減少させる技術のすべてを併せて行う生産方式であり、複数の技術の導入に対応した機械、施設等を必要とすることから償還期限（据置期間を含む。）を延長することとしています（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について（平成11年10月25日付け11農産第6789号農林水産省農産園芸局長通知）第8）。
- 2 このため、エコファーマーが貸付金の償還期限の延長の特例を受けることができる場合は、持続農業法に掲げる「持続性の高い農業生産方式」に取り組むために必要な経費を借り入れる場合に限定されています（運用基本要綱第3の1の（2）のかっこ書き）。
- 3 また、貸付案件ごとに具体的な償還期限を定める際には、上記の範囲内で借入希望者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定することになりますが、借入希望者の負担を極力軽減する観点から適切な利用を工夫してください。

【Q30】

新たな生産方式の導入について、環境の改善に役立つものであれば、エコファーマー以外の者でも借り入れることができるか。

【A30】

エコファーマー以外の者の場合、貸付金の償還期限の特例は適用されませんが、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の導入など農業改良措置の取組みに該当するものであれば借り入れることは可能です。

【Q31】

エコファーマーは貸付資格の認定は必要ないのか。

【A31】

エコファーマーも経営改善資金計画書に基づき貸付資格の認定が必要です。

なお、当該計画における事業内容が既に都道府県として認定している持続農業法の導入計画に即したものであれば、審査を簡略化することは可能であると思われます。

【エコファーマーマークについて】

【Q32】

「エコファーマーマーク」とは何か。

【A33】

エコファーマーマーク（以下「マーク」）とは、エコファーマーの国民への認知度の向上を図り、一層の普及・拡大を図るため、全国環境保全型農業推進会議が公募し、推進会議事務局である全国農業協同組合中央会（以下「JA全中」）が、平成 16 年 7 月に商標権登録（商標登録第 4782968 号）を行ったマーク（右図参照）です。



なお、平成 22 年に商標権者であった JA全中が、これまでの全国でのマークの使用実態等を鑑み、マークの廃止を検討していましたが、マークを使用しているエコファーマーへの負担軽減等に配慮した都道府県からの使用継続の要望等もあり、平成 23 年に使用の継続を希望する都道府県に対し、マークの商標権を譲渡されたところです。

富山県についても商標権の譲渡を受けたことから、商標を共有する府県との協定に基づき、県が策定した『富山県エコファーマーマーク使用規程（以下、「使用規程」）』により、使用する際の県への届出等、適正な使用を推進しているところです。

【Q32】

どうすればマークを使うことができるのか。

【A32】

マークについては、エコファーマー（団体の構成員が全てエコファーマーである場合には当該団体）に限り使用が可能となっており、その使用にあたっては、使用規程に基づき、最寄りの農林振興センターを経由して、県に使用の届出をしていただく必要があります。

なお、商標権の更新に合わせて、平成 26 年 7 月 3 日に、エコファーマーの方がより使いやすいよう使用規程を見直したところであり、県としてもマークの積極的な使用を期待しております。

【Q33】

マークの使用状況について、富山県のホームページに掲載するとのことだが、具体的にどのような情報を掲載するのか。また、個人情報の取り扱いについては問題ないのか。

【A33】

消費者等への情報提供の手段として、次の内容について県ホームページに掲載します。

なお、個人情報の取り扱いについては、申請者の氏名等必要最低限の情報のみ掲載とするなど慎重に取り扱うとともに、申請の際にホームページへの申請内容の掲載について同意していただくこととなっております。

届出者氏名（団体申請の場合は団体名）、エコファーマー認定番号、使用予定作物、使用予定資材

【Q34】

マークの使用期間は決まっているのか。

【A34】

マークの使用可能期間は、使用者であるエコファーマーが導入計画の中で定めている期間内に使用することができます。なお、使用の届出をしたエコファーマーが計画期間を満了した場合は、再認定時にその旨を届出することにより、同様にその計画期間内での使用が可能となります。

【Q35】

マークの使用に際し、使用料がかかるのか。

【A35】

本県では、エコファーマーの支援の一環として、マークの使用料を無料としています。

【Q36】

マークや使用申請書等の様式はどこから入手できるのか。

【A36】

富山県のホームページにエコファーマーマーク関連情報が載っていますので、そこから入手してください。

（以下の URL にエコファーマーマーク関連情報を掲載）

http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/202010/kj00011595.html

【Q37】

マークはどのようなものに表示ができるのか。

【A37】

使用の許可を得た者は、マークをシール、包装容器・包装箱やポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができます。

ただし、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができ、マークの表示にあたっては、消費者等に誤解を与えないよう注意が必要です。

【Q38】

マークを加工して使ってもいいのか。

【A38】

マークをみだりに改変して使ってははいけません。

ただし、容器包装等デザインの関係等でやむを得ない場合は、使用規程に基づき、色についてのみ、変更して使ってもかまいません（ただし、単色での利用に限る）。

【Q39】

マークを使用する際の注意事項はあるのか。

【A39】

マークを使用する場合は、県への使用申請とともに、原則として、マーク近傍に以下の表示が必要となります。

- ①本県が定めるフォント（ゴシック体）に基づく県名：「富山県」
- ②認定番号
- ③「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行っています」
「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字
- ④エコファーマーとエコファーマーマークに関する説明文（以下の内容です）

エコファーマーとは、富山県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を策定し、知事の認定を受けた農業者であり、計画に基づいた農産物にマークを付しています。

【Q40】

「環境にやさしい農業をはじめました」という文字やエコファーマーとマークの説明文は必ず使わなければいけないのか。

また、包装資材には余白が少なく、エコファーマーとエコファーマーマークの説明文の表示が困難だが、どうすればよいのか。

【A40】

「環境にやさしい農業をはじめました」以外に、「環境にやさしい農業を行っています」や「エコファーマーeco farmer」のいずれかの文字を表示することが必要です。

一方、エコファーマーに関する説明文についても、マークの近傍に付ける必要がありますが、スペースの関係で表示が困難な場合は、説明文を掲載したホームページのURLや問合せ先の電話番号などの情報提供先の記載により説明文の表示を省略することも可能です（右図参照）。



富山県認定第〇〇号
URL: WWW. x x .html

【Q41】

「近傍」とは、どの程度の場所か。

【A41】

容易に見つけることができる場所であり、マークのすぐ横である必要はありません。例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、隣の面に説明をおくことなども可能です。

【Q42】

組合員 30 名の野菜の出荷組合である。現在、半数の会員がエコファーマーに認定されているが、出荷組合で県に届出をすればマークの使用はできるのか。

【A42】

団体の構成員全てがエコファーマーの場合のみ、当該団体名での届出が可能です。

このことから、全員がエコファーマーに認定されていない場合は、団体での届出ができず、マークは使えません。

【Q43】

他県のエコファーマーだが、富山県に使用の申請をすればマークの使用はできるのか。

【A43】

他県で導入計画の認定を受けたエコファーマーが、富山県でマーク使用の届出をすることはできません。認定を受けられた都道府県にご確認ください。

【Q44】

マークの使用状況を県に報告することとなっているが、具体的にどのような報告が必要なのか。

【A44】

マークの使用者はエコファーマーの計画認定期間終了後、農林振興センターを經由してマークの「使用状況報告書」を県農業技術課に提出することが必要です。

なお、エコファーマー計画の再認定を受ける場合は、認定要領別紙様式第 8 号への必要事項の記載をもって報告に代えることができます。

【Q45】

使用規程の改正前に既に使用許可を受けているが、再度、使用の届出をする必要があるのか。

【A45】

平成 26 年 7 月 3 日付けで使用規程を改定し、従前の許可制度から届出制へと運用を見直したところです。なお、既に許可を受けたマークの使用者については、エコファーマーの認定計画が満了するまで、届出する必要はありません（エコファーマーの計画の再認定時に必要な書類を添付することで引き続き使用が可能となります）。

【Q46】

どのような場合にマークの使用が禁止されるのか。

【A46】

県は、次に該当する場合、マークの使用を禁止させることができます。

- ①使用規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合
- ②その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合

--- その他質問等は、農業技術課エコ農業推進係まで ---
(TEL:076-444-8292)